



一昔前までは当事者間の問題とされてきたハラスメントは、もはや当事者間の問題では済まなくなり、会社を巻き込む犯罪事件となることもあります。令和2年6月から改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、中小企業に対しても令和4年4月から法の措置が義務付けられました。

ハラスメントにより心に深い傷を負うことで働くことが出来なくなることは、会社の損失にとどまらず、その人の人生をも壊すこととなります。本セミナーではなぜ、今ハラスメント対策が必要なのか、最新のハラスメントの現状とその種類、会社が責任を問われるケースをお話し、その原因と防止・対策について、元刑事目線で解説します。

■ 講演内容

1. なぜ？今ハラスメント対策が必要なのか
(パワハラ防止法について)
2. 最新のハラスメントの現状
3. 職場におけるハラスメントとは
 - ① セクシャルハラスメント
 - ② 妊娠・出産等に関するハラスメント
 - ③ パワーハラスメント
4. ハラスメントで会社が問われる責任
5. ハラスメントが起こってしまう原因
6. ハラスメントの防止と対策

■ 講師紹介

特定社会保険労務士/警察の元刑事
ガーディアン社会保険労務士事務所代表



えしま みおこ
恵島 美王子 氏

人事総務出身者が多数を占める社労士業界において異色の経歴を持つ、警察の元刑事部出身の社会保険労務士。交番・交通課勤務を経て、本部刑事部捜査第二課・所轄刑事課知能犯係において、詐欺・横領・贈収賄事件等の知能犯捜査に従事。その後、法律事務所・社労士事務所に転職後、2022年に社労士事務所を設立。中小企業の人事労務全般にわたって支援している。

日時 令和6年10月22日(火) **14:00 ~ 15:30**

会場 西尾商工会議所会館 2階 201・202会議室 (西尾市寄住町若宮37)

受講料 無料 (会員・非会員問わず) **対象** 中小・小規模事業者

定員 15名 (定員になり次第締め切ります。)

主催 西尾商工会議所 中小企業相談所 担当：平松 ☎：0563-56-5151

お申込 右記QRコードよりお申し込みください。

